

工事請負契約における設計変更ガイドライン

1. ガイドラインの目的

千代田区は、社会環境の変化や様々な区民ニーズに応じて、教育施設、福祉施設、コミュニティ施設をはじめとする公共施設及び道路、橋梁や公園等の都市基盤施設を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施している。

これらの工事を発注するにあたっては、事前に地形や地質などの自然条件や騒音、振動による影響などによる施工条件や、周辺地域への影響などの社会的な制約条件を十分に調査して、設計図書を作成した上で、工事を発注しているが、それでもなお、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが発生し、工事内容の変更(設計変更)が避けられない場合がある。

本ガイドラインは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念や工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び請負者双方の留意点や設計変更を行う事例など基本となる考え方を示し、必要な設計変更を適切に行い、契約内容の透明性の向上、公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日号外法律第 127 号）

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第 3 条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

（中略）

四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日号外法律第 18 号）

（基本理念）

第 3 条

8 公共工事の品質は、(中略)公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、(中略)公正な契約を締結し、(中略)信義に従って誠実にこれを履行するとともに、(中略)労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

(発注者の債務)

第 7 条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

7 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

工事契約約款

(総則)

第 1 条 発注者及び請負者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書に従い、この契約を履行しなければならない。

2. 設計変更の基本事項

(1) 定義

- ・設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書(図面・仕様書)の内容を変更することをいう。
- ・契約変更とは、約款に基づき協議し、契約内容に変更の必要が生じた場合、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期等の変更を行うことをいう。

(2) 基本原則

公共工事に当たっては、自然的あるいは人為的な施工条件や周囲地域への影響など社会的な制約条件を十分に調査して設計図書を作成し、契約の変更がないように努めることが基本である。

しかし、当初予期できなかったやむを得ない状況等が生じた場合には、当該工事の目的との一体性を損ねない範囲において必要な設計等の変更を適切に行うことにより、工事の品質確保を図るものとする。

(※ 工事請負契約に係る契約変更の取扱いについて(事務取扱指針) 第 1)

(3) 設計変更の留意点

① 請負者の留意事項

- ・請負者は契約約款第 17 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、書面により監督員に通知し確認を求める。
- ・請負者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。
- ・設計図書等に疑義が生じた際には発注者との協議を行う。
- ・発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、請負者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。

② 発注者の留意事項

- ・監督員は、契約約款第 17 条第 1 項に該当する事項等の請負者からの通知について、工事所管課長への報告及び関係部局(事業担当部及び契約課)との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、協議にあたる。
- ・当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする)。
- ・設計変更に伴う手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ・工事現場において複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。
- ・設計変更見込み額が契約金額の 30% を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とするものとする。

(「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(国土交通省関東地方整備局)及び「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」(建設省))

(4) 設計変更の対象となる事項

工事契約約款において、設計変更を行う場合について規定している。

	契約約款	設計変更対象事項
①	第 17 条第 1 項第 1 号	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない
②	第 17 条第 1 項第 2 号	設計図書に誤びゅう又は脱漏がある
③	第 17 条第 1 項第 3 号	設計図書の表示が明確でない
④	第 17 条第 1 項第 4 号	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する

⑤	第 17 条第 1 項第 5 号	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
⑥	第 18 条	発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合
⑦	第 19 条	工事を一時中止する場合

(5) (4)の設計変更の対象となる具体例

① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない
(これらの優先順位が定められている場合を除く)

- 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合等

② 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある

- 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合
- 工事施工の制約条件である土質に関する条件明示がない場合
- 工事施工の制約条件にある地下水位に関する条件明示がない場合
- 工事施工の制約条件にある交通整理員についての条件明示がない場合
- 工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等

③ 設計図書の表示が明確でない

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 改修工事等において既存図面等の不備・不足等により、仕様が判別しない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合等

④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する

- 設計図書に明示された土質や想定支持地盤が、大きく異なる場合
- 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された交通誘導員の人員数が、道路使用許可等の内容と一致しない場合
- 橋梁保全工事において設計図書に明示された構造物の状況が実物と一致しない場合
- 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要になった場合
- 設計図書に示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- その他、新たな制約等が発生した場合等

⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

- 施工中に地下障害物を発見し、工事の支障となった場合
- 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

⑥ 発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合

- 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- 関係官公署の指導により、変更する必要があると認める場合
- 関係工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

⑦ 工事を一時中止する場合

- 設計図書に定められた着手時期に、請負者の責によらず施工できないため、工事を一時中止した場合
- 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した場合
- 請負者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、工事を一時中止した場合
- 工事用地の確保ができない等のため工事を一時中止した場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため工事を一時中止した場合
- 埋蔵文化財の発掘(発見)又は調査、その他の事由により工事を一時中止した場合等

3. 設計変更の対象としないもの

次の場合は、原則として設計変更ができない。(災害時等の緊急の場合を除く)

・工事請負契約における設計変更ガイドライン「国土交通省関東地方整備局」第 2 項で設計変更が不可能なケースによるもの

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と協議が行われなかった又は発注者からの指示等の通知がない状況で、請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- 契約約款第 17 条から 18 条までに定められている所定の手続きを経していない場合
- 発注者の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)を踏まえないで施工を実施した場合
- 発注者との協議中であるが、協議の回答が調わない時点で施工した場合

4. 契約変更

(1) 設計変更に伴う契約変更を準備が整い次第遅延なく行うもの

- ① 工期変更を伴うもの
- ② 重要な構造、工法及び位置の変更を伴うもの
- ③ 変更見込金額が請負金額の 10%に相当する額又は 400 万円を超える工事変更(工事施行規程第 22 条第 3 項第 3 号)

(2) 軽微な設計変更に伴うもので、工期末の契約変更で行うもの

(1)以外の軽微な工事変更に伴う契約変更については、工期末(二会計年度以上にわたる工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)までに一括して行うことができる。

(千代田区工事施行規程第 22 条)

5. 工事中止

工事の全部もしくは一部の施工を一時中止する場合は、工事契約約款第 19 条による規定のほか、参考として「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(東京都財務局)及び「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都財務局)によるものとする。

【関連資料】

工事契約約款(抜粋)

(条件変更等)

第 17 条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 第2項の調査の結果、第1項の事実が甲乙間において確認された場合は、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 19 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場等を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第 23 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。

- 2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。
- 3 前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

千代田区工事施行規程(抜粋)

(工事変更)

第 22 条 工事主管課長は、工事の起工の内容を変更(以下「工事変更」という。)する必要があると認めるとき又は変更設計概括書が送付されたときは、すみやかに、工事変更書により工事変更するための決定手続をとらなければならない。

2 第8条から第 11 条まで、第 14 条及び第 15 条の規定は、前項の決定手続をとる場合に準用する。

3 第1項の規定にかかわらず次の各号に掲げる工事変更以外の工事変更の決定手続を行なう場合には、工期末(2会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度の末及び工期の末)までに一括して行なうことができる。

- (1) 工期変更を伴う工事変更
- (2) 重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更
- (3) 変更見込金額が請負金額の 10 パーセントに相当する額又は 400 万円を越える工事変更

工事請負契約に係る契約変更の取扱いについて(事務取扱指針)(抜粋)

第3 契約変更検討会議の設置

1 次の契約に関して変更が必要となった場合には、適正な変更事務を行うため、契約変更の理由および内容の妥当性について検討する契約変更検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。ただし、他の会議等で当該契約変更に関して、既に検討が行われている場合には、検討会議を設置しないことができる。

- (1) 区議会の議決による契約
- (2) 前号以外の契約で予定価格 5,000 万円以上の契約にかかる設計変更のうち、契約変更額が契約金額の 10 パーセントを超えるもの
- (3) 前2号以外の契約で検討会の議長が必要と認めるもの